

令和7年第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会 開催状況

開催年月日 令和7年3月12日(水)

質問者 日本共産党 真下 紀子 議員

答 弁 者 子育て支援担当局長 堤 俊輔

虐待防止対策担当課長 野邊 聡

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>四 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援について</p> <p>(一) 里親支援センターの選定条件等について</p> <p>道は、里親や里子、里親になろうとする人を対象に相談や援助を行う児童福祉施設である里親支援センターの設置を旭川の児童相談所の圏域で予定をしていると承知をしております。高い専門性とともにご利用しやすいことなどの選定要件が必要だと思っておりますけどこの選定要件をどのように考えて、どのような手法で選定するのか、はじめに伺います。</p> <p>選定に際して、その要件に不十分さがないように十分に見極めていただきたいと申し上げておきます。新しい取組ですから、期待も大きいところですので十分しっかりやっていただきたいと思っております。</p> <p>(二) 包括的支援について</p> <p>里親家庭やそこで生活する子どもを対象に包括的な支援を行うということも必要となってくると考えます。これまでは児童相談所がそうした役割を担ってきたということなんですけど、里親支援業務がセンターに移るといことになりますと、センターと児相の業務の配分や連携、役割分担にというのはどうようになるかをお聞きしておきたいと思っております。</p> <p>行政権限の行使としては、児童相談所に役割があるということなので、そのところはこれまで以上に、厳密に行っていただきたいということを申し上げます。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>里親支援センターの選定条件等についてであります。運営主体に関しましては、民間との協働により、里親への支援を強化するという、センター創設の趣旨などを踏まえ、民間事業者を予定しており、幅広く募集するため、公募としたところでございます。</p> <p>センターの業務は、里親希望者のリクルート活動、里親への研修、里親宅への訪問などを通じた養育支援など専門性が高く、かつ、地域に根ざした活動が求められることから、里親支援の実績を有する者、所在地が事業実施圏域内であることなどを参加の資格要件としており、公募の審査におきましても、里親と深い信頼関係を構築するために、どのような養育支援をしていくのか、また、児童相談所や市町村などの関係機関や地域との連携の進め方等を審査し、選定する考えでございます。</p> <p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>児童相談所との役割分担についてであります。里親支援センターの業務内容や都道府県が行う里親支援業務のあり方について、国からガイドラインが示されており、里親支援業務をセンターが実施する場合であっても、里親支援業務全体の最終的な責任は、都道府県が負うこととされており、中でも、里親の登録及び抹消、里親への委託措置、解除は、行政権限の行使であり、その判断過程においてセンターが関与するものの、最終判断は、児童相談所の役割とされております。</p> <p>こうした前提のもと、旭川児相圏域に設置する予定のセンターが円滑に機能するよう、新年度、児相や里親会などの関係機関が参画する運営協議会を新たに設置し、それぞれの役割分担を含めたセンターの効果的な運営方法等を検討していく考えです。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(三) 代替養育を必要とする子どもの見込みについて</p> <p>代替養育を必要とする子どもの数の見込みについてなんですけど、2025年度から29年度に向けて減少する見込みが示されております。推計人口の減少に比べて、減少率は低くなっているわけなんですけども、どのような前提条件での見込みとされたのでしょうか。</p> <p>虐待が増えている中で見込みが減少することは理解ができないのですが、そうした算式ベースのもとでの算出ということなので、一応、受け止めておきます。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>代替養育を必要とする子どもの見込みについてですが、推計児童人口の減少に比べ、その減少率が低くなっているのは、大きくは、国の要領に示されました算式のベースとなる令和元年度から令和5年度までの住民基本台帳年齢層別人口及び国勢調査に基づく、児童人口の減少よりも、里親、ファミリーホーム、施設の入所措置児童数の減少の割合が低くなっていることによるものでございます。</p>
<p>(四) 児童を一時保護する場合の生活場所について</p> <p>一時保護改革に向けた取り組みの中では、児童の個別ケアを推進するために、家庭養育優先の原則があるそうで、それを踏まえて対応が記されております。家庭的な養育環境としては、里親やファミリーホーム、小規模の児童養護施設等が考えられるわけなんですけど、一時保護を行う環境については、どのように検討されているのでしょうか。</p> <p>緊急的かつ難しい場合は、児童養護施設を頼るしかないといったら変ですけど、そこが大きな役割を担うということだと思います。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>一時保護を行う環境についてであります。児童福祉法が定める家庭養育優先原則を踏まえ、一時保護の実施に際しても、子どもの最善の利益を最優先に考慮しながら、子どもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、まず、里親やファミリーホームを検討し、その上で安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべきとの考えのもと、小規模児童養護施設等への入所を検討することとしております。</p>
<p>(五) 特別養子縁組について</p> <p>里親のほうは、保護を必要としている子どもに、家庭的な一時的養育のためにあると考えてますけども、それとは別に保護を必要としている子どもに家庭的な一時的養育のため里親とは別に永続的養育を前提にして、実子に近い安定した家庭を得るための制度として、特別養子縁組制度があります。血縁のある実親との法的な親子関係がなくなるというもので、厳格な要件が必要だと考えております。</p> <p>特別養子縁組の斡旋業務を行うことになる場合、それを希望する民間機関に対しては、必要な助言など、事業開始に向けた支援に取り組むとしておりますけども、この民間機関の資格要件とは厳密なものになっているのかどうか確認させてください。</p> <p>知事許可を受けなければならないということで、法令によって要件が定められていると。それを具体的に運用して、厳密に要件を守って選択していくのが役割ですので、ここのところはしっかり取り組んでいきたい。</p> <p>特に、営利目的で事業をしないということについては厳密な対応をしていきたいと思っております。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>民間あっせん機関の資格要件についてですが、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」におきまして、養子縁組あっせん事業を行おうとするときは、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされており、許可基準等として、申請者が社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人等であること、事業を行うのに必要な経理的基礎を有すること、社会的信望を有すること、営利を目的として事業を行おうとするものではないことなどが、法令により定められております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(六) 人材育成等について</p> <p>児童養護施設等で暮らす子どもたちができる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう体制整備や、人材育成の取り組み支援をするとあるが、具体的にはどのようなことを行うのか。また、施設のユニット化の整備に向けた支援も必要と考えますが、補助金の交付対象となるのかも併せて伺います。</p> <p>そうした制度もありますが、事業者負担もありますよね。事業者負担が軽くないということで、もう少し支援の仕方を考えていただきたい。</p> <p>家庭的環境ということであるが、今後、個室の整備も施設で考えていかなければならない時代になってきていると思う。そうしたことも含めて、国がこうした事業といいますか施策を推進していくのであれば、もう少し、国のほうで支援をすることが必要ではないかと考えております。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>児童養護施設等の体制整備などについてであります。道では、毎年度、「施設地域分散化等加速化プラン」を国に提出し、財政支援の対象自治体として採択されるよう取り組んでいるところであり、これにより、道内の児童養護施設が、小規模かつ地域分散化などを行う場合に、施設整備等に必要な交付金が国で優先的に採択されます。</p> <p>なお、この交付金は、施設のユニット化に相当する小規模グループケアのために整備を実施する場合には交付金の基準額に上乗せされる仕組みとなっております。</p> <p>また、人材育成・確保のために、児童指導員等を目指す者に対する人件費補助や、職員の指導を行うスーパーバイザーを養成するための研修等を実施してきたところであり、引き続き、こうした取組により施設の体制整備や人材育成等を図ってまいります。</p>
<p>(七) 児童養護施設等の状況把握について</p> <p>児童養護施設等の状況把握のためにヒアリングや意見交換を随時行い、施設の小規模かつ地域分散化に向けた支援に努めると道の計画にあります。具体的にどのように行われるのでしょうか。</p> <p>本庁と振興局が協力しながら丁寧に対応していくということだと思っておりますので、施設の経営上なども含めて相談にのっていただきたいということを申し上げます。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>児童養護施設等の状況把握についてであります。家庭養育優先の原則のもと、道では、施設整備にあたり、地域分散化等加速化プランの提出があった際に、本庁において、直接、電話等でヒアリングをするほか、振興局において、施設を整備するスケジュールに合わせて意見交換や、必要に応じて現地確認を行うなど、状況把握に努めながら、支援を行っていく考えです。</p>
<p>(八) 進学・就職に向けた支援について</p> <p>社会的養護自立支援の推進に向けた取り組みの中で、児童養護施設と対象児童に対して、進学のための新たな奨学金制度の周知・活用を促すと記載されておりましたが、これまでの実績をお示し願います。</p> <p>また、道が新たに支援充実のため予算化するのか併せて伺いたいと思っておりますし、就職や進学に向けた支度費の支給ということも、新たに記載されておるわけですが、道としてどのような支援していくのか、お示し願います。</p>	<p>【虐待防止対策担当課長】</p> <p>社会的養護下の子ども・若者の進学・就職に向けた支援についてですが、道では、「大学等修学のための経済的支援の手引き」を作成し、奨学金や授業料の免除制度等、各種支援制度について、ホームページ等で情報提供するほか、道内全ての児童養護施設に配布し、職員から対象となる子どもに手引きを用いて、直接説明を行うよう促しております。</p> <p>また、施設退所後の住居や生活のため、児童入所施設措置費として、児童養護施設を通じて一人当た</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【指摘】 退所後の生活が大変で、何かあったときに経済的にサポートしてもらえないということでこういう対策が取られたと思う。これは非常に重要だと受け止めております。子どもたちの中には、金銭管理がうまくいかないことや、社会に出てこれまでよくしてもらったのに、そうでない人たちとも出会うわけですよ。詐欺にあったり様々なことが起きますので、そうしたことも含めて、退所された若者たちが社会の中でしっかりと生活できるようにサポート体制としての充実だと受け止めておきますし、その後のフォローも必要だと指摘しておきます。</p> <p>(九) 就学の継続、職場定着について 児童自立生活援助事業による家賃や生活費の支給、各施設に担当職員を配置して、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ると盛り込まれていまして、この点について、重要だと思ったものですから、道はどのような支援を行うのかもお聞きしたいと思います。</p> <p>この事業は重要ですので、人が必要となりますから、人件費が確保できるように見ていただきたいと申し上げます。</p> <p>(十) 社会的養護自立支援拠点事業について 社会的養護自立支援拠点事業を活用するというふうにも書かれております。道はどのような役割を果たしていくのか、伺います。</p>	<p>り82,760円の支度費を支給しており、さらに、保護者の不在等により経済的な支援が受けられない子どもには、令和5年度までは198,540円が加算されていましたが、今年度は、加算額が約2倍の413,340円となったところです。</p> <p>【虐待防止対策担当課長】 自立に向けた支援についてであります。児童自立生活援助事業は、児童養護施設等を退所した子ども・若者の職場への定着や就学の継続を図るため、居住場所を提供し、日常生活における相談や生活費等の援助、就業支援等を実施する制度で、措置費により財政支援が行われており、法改正により、本年度から、年齢要件や実施場所の要件が弾力化され、より多くの方が利用しやすいものとなっております。</p> <p>また、自立に向けた相談支援や退所後の状況把握などをより手厚く行うため、施設に専任の自立支援担当職員を配置した場合、措置費を加算することとしており、道としては、こうした制度を活用しながら、社会的養護を経験された方がより安定して自立した生活を継続できるよう支援してまいります。</p> <p>【虐待防止対策担当課長】 社会的養護自立支援拠点事業についてであります。本事業は、社会的養護を経験された方や虐待経験等がありながらも、これまで公的支援につながらなかった方の孤立を防ぎ、必要な支援につなげ、将来の自立に結びつけることを目的としております。</p> <p>道では、今年度から本事業を実施しており、支援コーディネーターや生活及び就労相談支援員を配置し、気軽に立ち寄れる相互交流の場の提供、生活・就労などに関する相談支援や関係機関との連絡調整などを行うとともに、安定した住居がない場合には、居場所や食事の提供などの支援を行っております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>社会的養護を必要とする子どもたちが、社会的養護の場から離れて社会に出て行ったあとも、様々な事業で今回、具体的に非常に充実させてきたと思う。ただこの事業でもしかしたら不十分なところも出てくるかもしれませんよね。そうしたときに、どう対処していくのかということも併せて検証しながら事業を見ていただきたいし、子どもたちの声をしっかり聞いていただきたいと思います。</p> <p>（十一）児童養護施設の役割等について</p> <p>児童虐待や経済的困難など児童養護施設で養育を担う役割は重要さを増しています。先ほども申し上げましたけれども、そうだというふうに考えております。養護児童の措置費によって事業者は運営していますが、物価高騰と人件費の増によって経営状況が厳しさを増していると、それから、旭川市では、市民からさまざまな協力をいただきながら運営していて、市民が支えている実感があがらぬ運営や努力をされており、虐待が発見された時の受け入れに即時に対応できるなど、その施設の役割はいささかも薄れていないというふうに感じます。残念ながら旭川でもパチンコ店の駐車場で乳児が放置されていた、発見されて命に別状がなかった、健康に影響がなかったということで、そうしたこともあるわけで、そのバックアップ体制というのが非常に重要と考えています。児童養護施設の役割と現状をお聞きして、小規模かつ地域分散化をすすめる方針の中で、関係者の話をよく聞いて進めているのか。今後も話をよく聞いて進める必要があると考えるが、その点についての見解を伺います。</p> <p>子どもは社会の宝、未来の宝ですから、みんなで力を合わせていきたいと申し上げて次の質問に移ります。</p>	<p>【子育て支援担当局長】</p> <p>児童養護施設の役割等についてであります。児童養護施設は、保護者のない子どもなどに対し、生活指導、学習指導等を行いつつ、養育を行い、子どもの心身の健やかな成長と自立を支援しており、地域の社会的養育を支える拠点としての役割が期待される重要な施設であると認識しております。</p> <p>道では、児童養護施設等の当事者団体や学識経験者などから構成されるこども施策審議会社会的養育支援部会に、本年度は、社会的養護を経験した若者も参加いただき、この部会での議論等を踏まえ、たうえで、施設の小規模かつ地域分散化等に取り組むことを北海道こども計画案に盛り込んだところであり、今後とも、社会的養護を必要とする子どもたちや、施設を取り巻く状況等の把握に努め、部会等の意見を聞きながら、社会的養護に関する各般の施策に取り組んでまいります。</p>